

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 公文書等管理部会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会公文書等管理部会を開催しました。

● 名称：第8回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
公文書等管理部会

● 日時：令和3年11月24日（水）午前9時45分～午前11時17分

● 場所：大津市京町四丁目1-1
滋賀県庁北新館5-B会議室

● 議題：
廃棄予定文書の歴史公文書該当性について

【審議の概要】

・ 公文書館の二次選別結果に対する委員意見等を踏まえ、選別の考え方等を整理し、廃棄予定文書の追加移管および歴史公文書該当性に係る審議会意見について審議した。

【廃棄予定文書の歴史公文書該当性に係る審議会からの意見】

- (1) 公文書館が実施した二次選別結果で移管とされたものに加え、委員から意見等があったファイルのうち、公文書館が再検討の結果移管相当と判断したファイルを移管すべきである。
- (2) 県の裁量の幅が小さい業務や毎年度実施する定型的な業務等に係る文書について、サンプルとしての保存も含め移管の要否について検討されたい。
- (3) 保存期間が満了した文書の歴史公文書該当性を適切に検討する前提として、実施機関においては、今後、より内容を把握しやすいファイル名を付与するとともに、歴史公文書等に該当するようなファイルについて適切な保存期間が設定されるよう検討されたい。
- (4) 歴史公文書該当性の判断にあたっては、事業を知悉する実施機関の関与が欠かせないことから、歴史公文書の考え方等について実施機関の職員に研修を行うこと等により、レコードスケジュールおよび一次選別の精度の向上に努められたい。

● 会議の公開・非公開：会議は公開で行いました。